

在宅事業部

高齢者虐待防止対応 指針

1. 目的

この指針は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）の趣旨に従い、高齢者の尊厳の保持や権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応を行う。

また、相談・通報体制の整備、事実確認や被害虐待高齢者の保護、養護者への支援措置など適切な対応を行い、高齢者が安心した生活を送れることを目的とする。

2. 高齢者虐待の定義

高齢者虐待法では、「高齢者」を65歳以上の者と定義。ただし、65未満の者であって養介護施設に入所・利用されている者、又はその他養介護事業に係るサービスの提供を受ける者については、「高齢者」とみなして養介護施設従業者等による虐待に関する規定が適用。

また、高齢者虐待を①養護者による高齢者虐待、②養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて下記のように定義する。

①養護者による高齢者虐待

養護者とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者とされており、高齢者の世話（金銭の管理、食事や介護などの世話など）をしている家族、親族、同居人当が該当。

②養介護施設従事者等による高齢者虐待

次の養介護施設や養介護事業に従事する者である。

※当法人では☆印を運営。

区分	養介護施設	養介護事業
老人福祉法による規定	●老人福祉施設 ●有料老人ホーム	●老人居宅生活支援事業 (ホームヘルプ、デイサービス等)
介護保険法による規定	●介護老人福祉施設(特養) ●介護老人保健施設(老健)☆ ●介護療養型医療施設 ●地域密着型介護老人福祉施設 ●地域包括支援センター	●居宅サービス事業☆ ●地域密着型サービス事業 ●居宅介護支援事業☆ ●介護予防サービス事業☆ ●地域密着型介護予防サービス事業 ●介護予防支援事業☆
高齢者住まい法による規定	●サービス付き高齢者向け住宅☆	

高齢者虐待防止法上でサービス付高齢者住宅については、「養介護施設従事者等による虐待」の規定は適用されていないが、提供しているサービス等に鑑み、「養護者による高齢者虐待」として、対応していく。

3. 高齢者虐待の種類

区分	内容と具体的な例
<p style="text-align: center;">身 体 的 虐 待</p>	<p>高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴力を加えること。また、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど、打撲させる ●ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用されたりする、身体拘束、抑制するなど
<p style="text-align: center;">介 護 ・ 世 話 の 放 棄 ・ 放 任 (ネ グ レ ク ト)</p>	<p>高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。また、高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ることにより、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている ●水分や食事を十分に与えていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ●室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ●高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり利用させないなど
<p style="text-align: center;">心 理 的 虐 待</p>	<p>高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ●怒鳴る、ののしる、悪口を言う ●侮辱を込めて、子供のように扱う ●高齢者が話しかけているのを意図的に無視するなど
<p style="text-align: center;">性 的 虐 待</p>	<p>高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ●キス、性器への接触、性的行為の強要
<p style="text-align: center;">経 済 的 虐 待</p>	<p>養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。</p> <p>また、高齢者の合意なしに財産や金銭を使用し、希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ●年金や預貯金を本人の意思や利益に反して使用するなど

4. 身体拘束について

「緊急やむを得ない場合」を除き、高齢者本人や他の入居者等の生命や身体を保護するために、身体拘束でもって行動を制限する行為は、指定基準等で原則禁止されています。

身体拘束は原則すべて高齢者虐待に該当する。

◎身体拘束の対象となる具体的な行為

①	徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
②	転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
③	自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
④	点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
⑤	点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
⑥	車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
⑦	立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
⑧	脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
⑨	他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
⑩	行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
⑪	自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

※ 「スピーチロック」という言葉について

上記の行為に加え、スピーチロック（言葉による拘束）も、身体拘束にあたります。

例：「動かないで」「立たないで」「ちょっと待って」「黙って」等、一方的な強い言葉により制限・拘束することです。

※ 「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件

切迫性： 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

非代替性： 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

一時性： 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

5. 虐待防止検討委員会の設置

①委員会の目的

虐待防止検討委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、年2回及び必要時に応じ随時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

②委員会委員の選出

委員は以下のとおりとし、必要に応じ第三者委員を加えることができる。

虐待防止委員会名簿

委員長	在宅事業部長（虐待防止における統括）	
委員	介護相談センターみやびの森	所長
委員	北彩都居宅介護支援事業所	所長
委員	永山居宅介護支援事業所	所長
委員	訪問看護ステーション北彩都	所長
委員	サービス付高齢者住宅みやびの森	生活相談員
委員	ヘルパーステーションみやびの森	管理者
委員	永山地域包括支援センター	センター長

③委員会の開催

委員会の開催を次のとおりとする。

- 委員会は、虐待防止に関する在宅事業部各事業所内での協議事項について、6月1度定期開催する。ただし、虐待事例が発生した場合は、必ず開催する。その他、委員会の開催が必要があるときには、委員長が招集し開催する。
- テレビ電話装置等を活用して開催も可能とする。ただし、この際、個人情報の適切な取り扱いを遵守する。

④委員会の実施

委員会は次のとおり実施する。

- 「高齢者虐待の種類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していき、虐待の未然防止を図っていく。
- 「虐待早期発見チェックリスト」（別紙1）に従い、必要あるごとに調査を実施し、虐待等の早期発見を行っていく。
- 上記の実施の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待報告書（別紙2）を作成し、各事業所の虐待防止委員に報告する。
- 虐待防止に係る研修を年1回以上行うこととする。
- その他、法令や制度の変更のあるごとに委員会を開催し、指針の見直しを行うこととする。

⑤委員会の責務

委員会の責務は次のとおりとする。

- 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
- 委員会の委員長及び委員は、職員に対し日頃より利用者に対しての虐待及び虐待につながるよう支援が行われていないか観察し、必要があるときには直接改善を求めたり、指導を行うこととする。

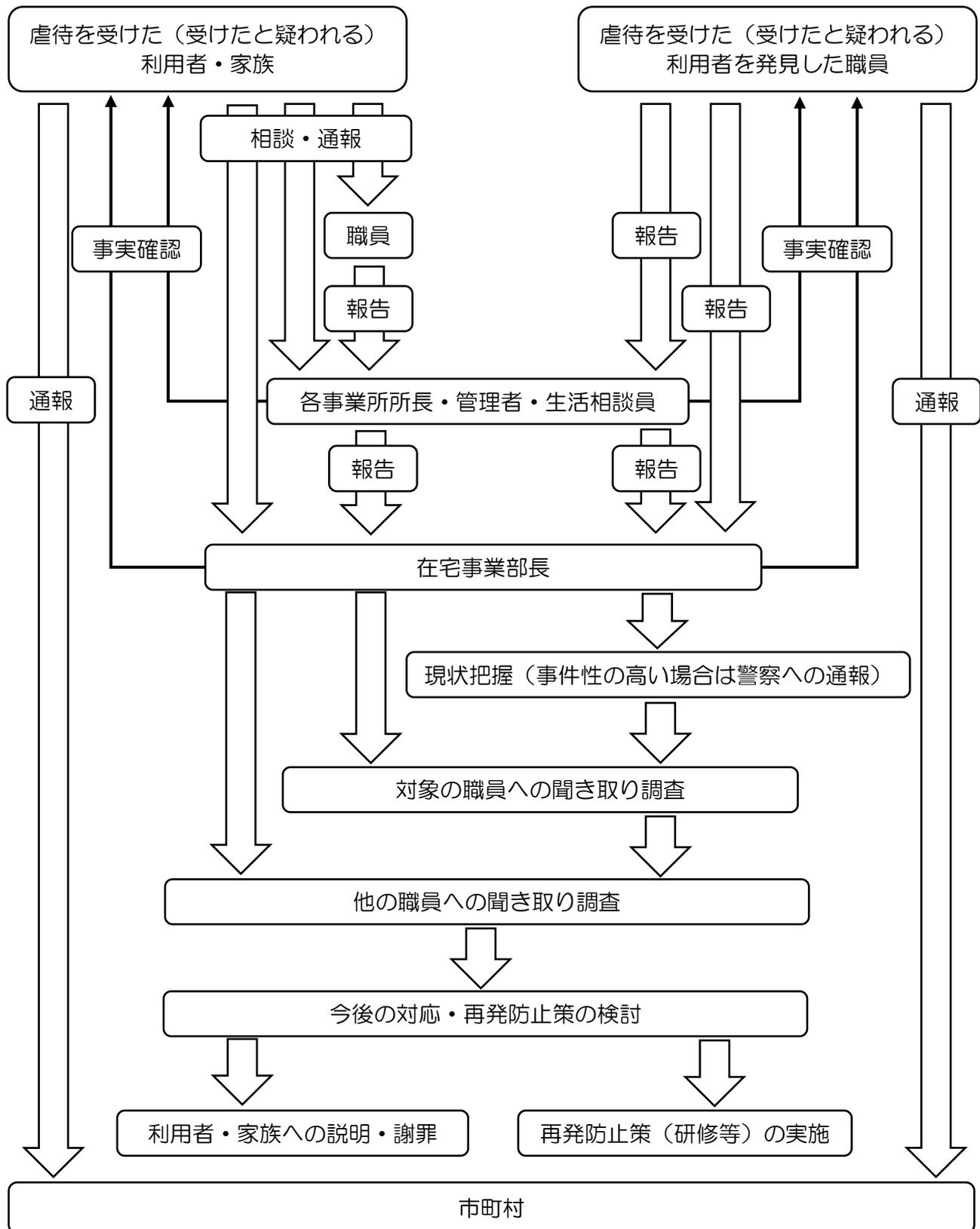
⑥虐待防止のための研修

委員会は年1回以上、職員に対する虐待の防止のための研修を実施しなければならない。内容や方法等は、次のとおりとする。

- 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発する。
- 指針に基き、虐待の防止の徹底を行う。
- 研修プログラムを作成し、新規採用時には必ず研修を実施し、記録する。

6. 虐待相談から援助の流れ

高齢者虐待への虐待相談から援助の流れは、下記のとおりとする。



①市町村への相談・通報等

職員が、家族・養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、市町村へ通報等を行うこと。

発見者等	対応
養介護施設・養介護事業所従事者 虐待を受けた利用者	●速やかに市町村へ通報しなければならない。 ●市町村へ届け出ることができる。
上記以外の者	●利用者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は速やかに市町村へ通報しなければならない。 ●上記以外は、速やかに市町村へ通報するよう努めなければならない。

※通報する際には、発見した状況など正確な事実を報告する。

◎旭川市の通報先

名称	介護119番
設置場所	旭川市6条通9丁目 市役所総合庁舎2階 旭川市福祉保険長寿社会課内
連絡先	0166-25-9119
時間	午前8:45～午後5:15（土・日・祝祭日、年末年始を除く）

②各事業所の所長・管理者への報告

職員が、家族・養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、各事業所の所長・管理者への報告を行うこと。

※上記①・②に対し、Ⅰ：高齢者虐待の通報を妨げてはいけない。Ⅱ：高齢者虐待の通報を行った職員は、通報をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを行ってはいけない。

③事実確認

報告を受けた所長・管理者は、利用者・家族又は職員より事実確認を行い、高齢者虐待報告書（別紙2）を作成する。

④在宅事業部部長への報告

所長・管理者は、作成した虐待報告書をもとに在宅事業部部長に報告する。

⑤現状把握・情報収集

所長・管理者から報告を受けた在宅事業部部長は、現状把握を行う。事件性の高い場合は、ただちに警察への通報を行う。対象の職員・他の職員への聞き取り調査を行い、助言・指導等を行う。

⑥今後の対応・再発防止策の検討

現状把握を行った時点で、今後の対応について検討する。虐待を受けている利用者の生命を最優先として、迅速な対応を行う。また利用者・家族から訴えについても、同様に迅速な対応が求められるため、丁寧な対応と再発防止策を検討し、説明を行う。

⑦虐待防止委員会の開催

利用者の安全が確保された時点で虐待防止委員会を開催し、虐待事例について検証・対応方法を話し合う。また再発防止に向けた研修会の実施や指針の見直しを行う。

7. 虐待報告書の作成

虐待を受けた（受けたと疑われる）利用者・家族もしくは発見した職員から把握した情報を適切に記録・分析・課題検討を行うものであり、市町村・在宅事業部長に提出する。

①情報整理と記録

- 虐待の発生日時
- 虐待を受けた利用者情報（氏名、性別、年齢、要介護度、傷害状況等）
- 虐待を行った家族・職員情報（氏名、性別、年齢等）
- 虐待行為の概要
 - 発生経緯（発生前の状況を含む、時系列、5W1H）
 - 発見した状況
 - 発生後の対応状況
 - 虐待の種類

②虐待発生に至った要因の分析

- 環境上の要因
- 介護者状況の要因
- 利用者状況の要因
- 被害拡大防止ができた要因

③発生要因に対応した再発防止策の検討

上記②にあげた虐待発生に至った要因について、検討し虐待防止委員会にて再発防止策を検討して虐待報告書に再発防止策を記載する。

8. 対応方法（養介護施設従事者等による虐待の場合）

①利用者（虐待を受けた）への対応

- ア まずは、速やかに利用者の安全確保を行います。
- イ 治療が必要と判断される場合、速やかに適切な治療が受けられるように手配します。
- ウ 内出血などを含む目で確認できる傷などについては、本人や家族等の同意を取った上で写真を撮るなどを行い、状況を保存する。

②家族への対応

- ア 速やかに虐待の経過について報告・謝罪を行う。
詳細が不明な場合についても、可能な限り状況を伝えるとともに、今後の対応について説明し、対応について理解を求める。
- イ 損害賠償が必要な場合は、誠実に対応する。

③虐待者（虐待を行った、または行ったとされる者）への対応

- ア 虐待行為が疑われる職員については、「虐待」と決め付けず、心理状態や現場の状況に配慮した上で、事実確認を行う。
- イ 虐待関与がない他職員からも事実確認を行う。
- ウ 処分が必要な場合は、法人就業規則に基き、適正に行う。

④他職員への対応

- ア 虐待の事実を職員間で情報共有し、職員全体や事業所全体の問題として対応する。

⑤相談・通報者の保護

- ア 相談や通報を行った職員が、解雇や処分、職員間の軋轢など不利益な取扱いを受けないように配慮する。

⑥事業所全体の取組

- ア 各事業所だけでなく、在宅事業部全体で再発防止に向けた取組を行う。
- イ 虐待防止委員会だけでなく、各種委員会機能を活用し、再発防止策を検討する。

⑦市町村への報告と協力

- ア 事業所内の調査等により、虐待行為の事案が発生した時点（疑いも含む）で、市町村に報告する。
- イ 市町村が行う調査等により得た客観的な情報を精査し判断されるため、利用者の安全やより良い生活環境を守るために、調査に協力する。

9. 個人情報の保護

- 相談、通報を行った者の秘密は守ります。
- 本人の同意なしに、特定の目的以外に個人情報を取り扱ってはならない。また、第三者に提供してはならない。ただし、利用者の保護のために、例外規定に該当する場合があります。

10. 関係する諸制度

認知症高齢者など判断能力が十分でない利用者の権利や財産を守り、経済的虐待又は悪質商法などの被害にあわないようにするための仕組みとして、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」があり、必要に応じて活用を促していく。

①成年後見制度

成年後見制度は、認知症高齢者、精神障害者等の判断能力が十分でない本人に代わり、家庭裁判所が選任した後見人等が、本人の財産管理や福祉サービスの利用契約締結などの身上保護を行い、保護・支援する制度です。

養護者による高齢者虐待の場合は、本人の判断能力が低下していても、他の親族等の協力を得ることが難しいことがあり、場合によっては市区町村長が家庭裁判所に申し出ることができる。

旭川市では、地域包括支援センターで、成年後見制度に関する相談に応じたり、申し立ての手続きの支援を行っている。

②日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、判断能力が十分ではない認知症高齢者や障害者等の権利を守ることを目的とした事業である。

認知症高齢者や障害者等の判断能力が不十分な人に対して、日常的な金銭管理、福祉サービスの利用支援（相談、手続きなど）、通帳・証書等の預かりなどの援助を提供している。

対象者は、福祉サービス・介護サービスの利用や利用料の支払い、日常的な金銭管理などについて、適切に行うことに不安がある方。ただし、日常生活自立支援事業の契約や支援内容について、理解が出来ることが条件となる。

利用等に関する相談は、社会福祉協議会が窓口である。

11. 虐待等に係る苦情解決方法

①虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。

②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報への取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処します。

③対応の結果は相談者にも報告します。

12. 当指針の閲覧について

当指針は、入居者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

13. 指針

本指針及び高齢者虐待に関するマニュアル類等は虐待防止委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

14. 附則

本指針は、2021年8月1日より施行する。
2026年1月9日一部改正。